## 「低圧電気取扱特別教育テキスト (第7版2刷)」ご購読の方へのお知らせ

現在発行している本書において、誤記がございましたのでお詫びし、訂正させて頂きます。

〇本書の一部を以下のとおり、訂正をお願いいたします。

頁	項目	、訂正をお願いいたします。 	誤
只	(共日)	(文末に追記)	<b></b>
195	第 42 条	安衛令第13条第3項(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等) 1. ~4. 略 5. 活線作業用装置(その電圧が、直流にあつては600Vを超えるに限る。) 6. 活線作業用器具(その電圧が、直流のては600Vを超えるに限る。) 6. 活線作業用器具(その電圧が、直流のては300Vを超えるに限る。) 7. 絶縁用防護具(対地電圧が50Vを超える充電電路に用いられるものに限る。) 8. ~27. 略 28. 墜落3. 略 29. ~33. 略 34. 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車	
197, 198	第 44 条の 2	(削除)	安衛令第13条第3項(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等) 1. ~4. 略 5. 活線作業用装置(その電圧が、直流にあつては750Vを、充電路にあつては600Vを超えるの電圧が、直流にあついて用いられるものに限る。) 6. 活線作業用器具(その電圧流路にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。) 7. 絶縁用防護具(対地電圧が50Vを超える充電電路に用いられるものに限る。) 8. ~27. 略 28. 墜落制止用器具 29. ~33. 略 34. 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車